

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成24年12月17日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成24年12月17日(月曜日)

午前10時0分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補
正予算(第8号)

議案第55号 平成24年度熊本県一般会計補
正予算(第10号)

報告第1号 専決処分^の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に
ついて

報告事項

- ①「熊本県農業振興地域整備基本方針」
の変更について

出席委員(8人)

委員長 守田 憲史
副委員長 増永 慎一郎
委員 前川 收
委員 堤 泰宏
委員 松田 三郎
委員 磯田 毅
委員 緒方 勇二
委員 九谷 高弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 淳
理事兼経営局長 梅本 茂
政策審議監 豊田 祐一
生産局長 渡辺 弘道
農村振興局長 田上 哲哉
森林局長 藤崎 岩男

水産局長 鎌賀 泰文
農林水産政策課長 国枝 玄
首席審議員兼団体支援課長 吉田 國靖
政策監兼団体検査室長 今村 昭彦
農地・農業振興課長 船越 宏樹
担い手・企業参入支援課長 田中 純二
流通企画課長 板東 良明
むらづくり課長 小柳 倫太郎
農業技術課長 松尾 栄喜
農産課長 山中 典和
園芸課長 野口 法子
首席審議員兼畜産課長 平山 忠一
農村計画課長 荻野 憲一
技術管理課長 緒方 秀一
農地整備課長 大石 二郎
首席審議員兼森林整備課長 河合 正宏
林業振興課長 岡部 清志
森林保全課長 本田 良三
水産振興課長 平岡 政宏
漁港漁場整備課長 平尾 昭人
全国豊
かな海づくり大会推進課長 平山 泉
農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成
政務調査課課長補佐 木村 和子

午前10時0分開議

○守田憲史委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第6回農林水産常
任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を
議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め
た後に、一括して質疑を受けたいと思いま

す。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○福島農林水産部長 今回御提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、平成24年度一般会計補正予算の冒頭提案と追加提案、報告案件1件でございます。

まず、補正予算でございますが、冒頭提案で総額44億円余の増額補正、追加提案で12億円余の増額補正となり、補正後の予算額は一般会計で763億円余となります。

冒頭提案分の補正予算では、国の緊急経済対策による国庫内示増に伴い、かんがい排水施設等の整備や森林環境保全のための計画的な造林事業への助成に要する経費等を計上しております。

そして、熊本広域大水害への対応として、漁場環境の改善のための堆積土砂の撤去や二枚貝の資源回復対策に要する経費を計上しております。

また、国庫内示増に伴う農業施設整備への補助に要する経費等を計上しております。

また、追加提案分の補正予算では、国の緊急経済対策の第2弾に対応するため、海岸保全区域の堤防・護岸工事や熊本広域大水害による山地災害の復旧に要する経費等を計上しております。

あわせて、ゼロ県債として債務負担行為の設定をお願いしております。これは農林水産部としては初めてとなります。

これまで、国庫補助事業による年度当初の速やかな実施を目的として、ゼロ国債として債務負担行為の設定を行ってまいりましたが、年間を通じた事業執行の平準化を進める観点から、平成25年度に実施する県単独事業

についても設定をお願いするものです。

次に、繰越明許費の設定をお願いしております。

予算の早期執行に努力いたしておりますが、用地交渉の難航などの事情により繰り越しせざるを得ない状況が生じているため、設定をお願いするものです。今後ともできる限り速やかな執行に努力してまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

また、報告案件として、交通事故に係る専決処分を1件提出しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、その他報告事項としまして、熊本県農業振興地域整備基本方針について、担当課長から御説明申し上げることとしております。

以上、どうぞよろしく願い申し上げます。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回の委員会の御説明資料といたしましては、予算関係及び条例等関係と記載いたしました冒頭提案分、それからもう1冊、追号の2冊でございます。

追号のほうの資料から先に説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

これは、12月補正予算冒頭分、それから追号分を合わせました総括表でございます。

まず、補正額と書きました欄が冒頭提案分に相当いたします。冒頭提案分は、先ほど部長から説明申し上げましたとおり、通常分、それから水害等対応分、それから10月末の国の第1弾の経済対策分に対応しております。

補正額といたしましては、一般会計の一番下、合計欄に記載しておりますとおり、44億

円余の増額補正となっております。

また、その隣の追加補正額の欄でございますが、これは11月末の国の経済対策第2弾に対応したものでございまして、同じく12億円余の増額補正をお願いしてございます。合わせまして、一般会計で763億円余というふうになっております。

続きまして、同じ資料の4ページをお願いいたします。

こちらは、平成24年度繰越明許費の冒頭分、それから追号分の総括表でございます。

こちらと同じように、設定額の欄は冒頭提案でお願いしておる分でございます。右側の追加設定欄が追号分をお願いしておる分でございます。

設定額のほうでございますが、過去2年間の繰越率を参考に、今年度の緊急経済対策でありますとか大水害対応分を加味いたしまして設定額を算出させていただいております。また、追加設定額につきましては、追号で提案をいたしました予算分について、全額を計上いたしております。

これによりまして、設定額の合計といたしましては、上から順に、農業費といたしまして7億円余、畜産業費で4,000万円余、農地費で62億円余、林業費で107億円余、水産業費で17億円余、飛びまして、農林水産業災害復旧費で44億円余となっております。合計で240億円余をお願いしております。

なお、農林水産政策課関係では、補正予算、それから繰越明許費、いずれも該当はございません。

続きまして、もう1冊、最初の冒頭提案分の資料のほうをお願いいたします。13ページでございます。

報告第1号でございますが、交通事故に関する専決処分の報告でございます。内容は、14ページの資料で御説明いたします。

本年5月22日に、熊本農政事務所農業普

及・振興課の職員が、普及指導に向かう途中に人身事故を起こしたものでございます。

今回の事故は、交差点での自転車と軽自動車との衝突でございまして、過失割合が県側90、相手側10と判断されております。

物的損害額が4,900円余、人的損害賠償額が114万円余となっております。合計115万4,747円を県管理の自賠責保険及び任意保険から賠償することで和解が調いまして、本年11月19日に和解及び損害賠償額につきまして専決処分を行わせていただきました。

以上でございます。

○山中農産課長 農産課でございます。

冒頭提案分の説明資料2ページをお願いいたします。

農作物対策費の生産総合事業費につきまして、3億2,778万円余の増額補正をお願いするものでございます。

この事業は、一番右の説明欄に記載しておりますとおり、農業生産施設の整備に対する助成を行うものでございますが、国の交付金の追加内示を受けまして、ハウス施設あるいは米の乾燥調整施設などの整備に対する助成を追加して実施するものでございます。

農産課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○野口園芸課長 冒頭分の3ページをお願いいたします。

野菜振興対策費の債務負担行為の追加でございます。

これは、野菜価格安定事業に係るものでございまして、事業に際して、生産者あるいは県は、予約した数量に応じて資金を造成することになっております。指定野菜におきましては、この資金造成をする際に、必要な資金を全額積むのではなくて、品目ごとに決められている割合に応じて積みばいいことになっております。さらに、県の場合は、一定の割合

で、現金ではなくて支払い保証として債務負担行為により納付することができるということになっております。

今回、24年度の予約数量がまとまりまして、造成する資金の額が確定しましたので、必要となる支払い保証としての債務負担行為をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。

冒頭分の説明資料4ページをお願いいたします。

国の経済対策補正予算に対応した農業農村整備事業に関する補正でございます。

まず、土地改良費の県営かんがい排水事業ですが、地域の防災力向上のための排水路の整備としまして、八代市の竜西地区で1億2,600万円余の補正をお願いしております。

次の県営畑地帯総合整備事業ですが、畑地帯における排水路等の総合的な整備としまして、菊池市の花房中部2期地区で2億200万円の補正をお願いしております。

次の県営経営体育成基盤整備事業ですが、水田地域における排水路等の整備としまして、八代市の鏡町塩浜地区で1億100万円の補正をお願いしております。

次の農業体質強化基盤整備促進事業ですが、農業体質強化のための農地整備や施設の更新としまして、熊本市の小島地区を含む29地区で19億6,300万円余の補正をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

農地防災事業費の海岸保全事業ですけれども、高潮等の防御のための施設の新設、改良としまして、玉名市の共和地区を含む4地区で1億5,600万円余の補正をお願いしております。

最下段にありますように、総額25億4,800

万円余の増額補正をお願いしております。

次に、追号の説明資料の2ページをお願いいたします。

国の経済対策の第2弾の補正予算に対応しました農業農村整備事業に関する追加補正でございます。

まず、土地改良費の農業体質強化基盤整備促進事業ですが、農業体質強化のための排水路の整備といたしまして、玉名市の尾田川地区を含む2地区で1億9,400万円余の追加補正をお願いしております。

次の農地防災事業費の海岸保全事業ですが、高潮等の防御のための施設の新設、改良としまして、八代市の金剛地区を含む3地区で4億4,400万円余の追加補正をお願いしております。

次の農地保全事業ですが、地すべり防止のための工事としまして、天草市の浦地区を含む2地区で3,000万円余の追加補正をお願いしております。

最下段にありますように、総額6億6,900万円余の追加補正でございまして、先ほどの冒頭分の25億4,800万円余と合わせまして、農地整備課といたしましては総額32億1,800万円余の増額補正でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

冒頭分の説明資料6ページをお願いいたします。

造林費で8億3,200万円余の増額補正を提案させていただいております。これは、森林環境保全整備事業等として、森林の公益的機能の確保等のため、植栽、間伐等の造林事業に対する助成をするものであり、国の内示増及び経済対策分として増額補正をお願いするものです。

次に、県有林費で1,800万円余の増額補正を提案させていただいております。これは、

県が管理しております分収林の立木を売り払いしたところ、予定よりも収入が上回り、この結果、土地所有者へ支払う分収交付金が増加したことによるものです。

以上、森林整備課として、8億5,000万円余の増額補正を提案させていただいております。御審議のほどよろしく願います。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。

冒頭分の7ページをお願いいたします。

林道災害復旧費の過年林道災害復旧費で676万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄にありますように、平成23年梅雨前線豪雨により被災しました菊池人吉線など、5路線の復旧事業費の確定等に伴う増額であります。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。

冒頭分の資料8ページをお願いいたします。

治山費、保安林整備事業費で6,460万円の増額補正をお願いしております。これは、国の経済対策によるもので、保安林の機能を維持、強化するための本数調整伐等の森林整備を実施するものです。阿蘇市の一の宮手野地区を含む8カ所で事業を予定しております。

次に、単県治山事業で200万円のゼロ県債の債務負担行為設定をお願いしております。これは治山堰堤に堆積した流木等の除去を行うものでございます。

続きまして、追号の3ページをお願いします。

治山費、治山事業費で5億4,731万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の治山事業は、治山激甚災害対策特別緊急事業区域以外の市町村で治山工事を

実施するもので、山鹿市を含む2地区を予定しております。

説明欄2の治山激甚対策特別緊急事業は、この地区に指定されました市町村内で治山工事を実施するもので、阿蘇市一の宮町片隅地区を含む17地区を予定しております。

森林保全課の補正予算は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

冒頭分の説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、水産資源保護育成事業費でございますが、環境・生態系保全対策事業としまして300万円の補正を計上しております。これは、熊本広域大水害により減少した二枚貝資源を回復する取り組みを支援するため、県、市、町、漁連等により構成された地域協議会が行う基金造成に対して助成を行うものです。

地域協議会は、この基金を使って漁協等の活動組織が行うアサリ等の放流や害敵生物の駆除等の生態系保全活動を支援するというものでございます。

続きまして、中段の漁業取締費でございますが、漁業取締船代船建造事業としまして12億600万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

こちらは、漁業取締事務所で取り締まり用務を行っております3隻の取締船のうち、退役する「ありあけ」という船の代船、これは後継の船になりますが、の建造に要する費用となりますが、建造期間に14カ月を要するため、今回債務負担行為を設定することにより、平成25年度から26年度にかけての2カ年の契約を締結するものでございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

冒頭分資料の10ページをお願いいたします。

まず、水産環境整備事業費で4億4,000万余の補正をお願いしております。これは熊本広域大水害で白川及び菊池川河口域に大量に堆積した土砂の対策工事を行うものです。

また、同じく、水産環境整備事業費に係る債務負担行為の設定をお願いしております。これは、有明海東における覆砂工事で、来年度の施工を予定しておりますが、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させるためには年度内の契約が必要となるため、説明欄に記載しておりますとおり、3億5,000万円のゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、単県漁港改良事業費で465万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

県では、海域環境の保全を目的とした漁港浄化施設を牛深漁港区域内で運用しておりますが、本施設の汚泥脱水設備の劣化に伴う修繕工事を、施設に流入する汚水の負荷がピークとなる夏場までに完了させる必要があるため、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

11ページをお願いいたします。

漁港関係港整備事業費について、説明欄に記載の水産基盤ストックマネジメント事業費で1億5,900万円余の増額補正をお願いしております。本事業は、既存施設の延命化及び更新コストの縮減、平準化を目的とした保全対策を実施し、災害に強い漁港・漁村地区の構築を推進するものです。

今回、緊急経済対策の補正予算として国より追加の内示があったため、来年度の実施予定としていた県管理2漁港の保全対策工事を前倒しして実施するものです。

次に、水産生産基盤整備事業費において債務負担行為の設定をお願いしております。これは、熊本市河内地先の塩屋漁港における残

土処理護岸の整備に係るものですが、これもノリ養殖開始時期までに工事を完了させる必要があるため、説明欄に記載のとおり、5億円のゼロ国債の設定をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上です。よろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 部長の説明でもあり、それから議案ごとの説明の中にもありましたけれども、初めてゼロ県債を利用した債務負担行為の設定というものをやっていただきまして、これは私のほうからも、いわゆる単年度主義の事業会計の壁を破るというんですか、弊害をなくすためには、事業発注の平準化をやっていくためにゼロ県債を発行していくべきだという話をしております、土木部はこれまでもやっていただいて、努力をいただいておりますけれども、同様に農林水産部にもやってほしいという話をしてきたわけでありまして、積極的に取り組んでいただいていることを感謝申し上げたいと思います。

ぜひこういった、同じ額を使うにしても、どういう使い方をするか、時期も含めて、やるだけでも経済効果というのは随分変わってくるんじゃないかなというふうに思いますので、今後もそういう視点をしっかり持って取り組んでいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回、このゼロ県債を設定するに当たり、弊害というんですか、支障になるという部分がもしあったとすれば、幾つか教えていただければと思います。どの課でも結構です。総括してでもいいです。別に弊害はなかったということなら、それでもいいんですよ。

○国枝農林水産政策課長 総括的にということで若干コメントさせていただきますと、特に弊害、今先生がおっしゃったような大きな弊害というものは、この仕組み上ないというふうに考えております。

ただ、年間の発注の平準化ということで、経済対策の効果をさらに発揮させようということで、そのとおり動いていくかと思いますが、ただ、農林水産部で持っている事業のうちで今回御提案をさせていただいているもの、土木に比べればその額は小さいんですが、これはどういう事業がゼロ県債を発行して、それが経済効果に結んでいくのかというのは、これからよく考えながら、どういうものがゼロ県債を適用したらいいのか、どういうやり方がいいのか、よりこれから検討していきたいというふうに考えております。

○前川収委員 たまたま経済対策予算が、1次、2次というか、何次なのかな、本年度はわかりませんが、追加分まで含めて今回提案されている予算もあるようではありますが、ぜひお願いしたいのは、恒久的に単年度主義が変わらない以上は、常にその単年度主義の弊害というのはずっと持ち続けているわけでありまして、民間と役所の違いが一番大きいのはそこでありまして、どうしても4月からしか事業を始められないということで、民間はあんまりそんなことにこだわってないので、年度主義にこだわらないのでフレキシブルにいろんな事業をやりますけれども、役所の硬直した予算会計の状況というものがありますから、そういう意識を持って今後も、経済対策にもこだわらずに、やれるものはやっぱり早くやったほうが効率的だという部分については、どんどんゼロ県債の設定をしていただきますようお願いしておきたいと思っております。これは質問ではございません。要望です。

以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 これは直接関係ないですけども、この前、八代市の北部土地改良で職員のこと……

（「その他」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 その他でいいですか。

○磯田毅委員 わかりました。

○守田憲史委員長 まず、この予算、追号関係、ありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第55号について、一括して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

それでは、船越農地・農業振興課長から報

告をお願いします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長でございます。よろしく申し上げます。

お手元のほうに1枚紙を差し上げております。裏表になっておりますけれども、ごらんになっていただければと思います。

その他報告事項の熊本県農業振興地域整備基本方針の変更についてということでございます。

農地の集積につきましては、新4カ年戦略の中で重要事項として盛り込まれております。それを加速化させるということを背景にしまして、4月から農地に関する基本理念を策定しようということで策定してまいりました。

本県の喫緊の課題であります農地の面的集積、それと耕作放棄地の解消、それと農村景観の保全等に向けまして、県民一体となって県民運動として展開していくために、農地に関する基本理念を策定して、基本方針の中に位置づけまして、これと関連しますハード、ソフトの施策を計画的に推進するものでございます。

お手元のほうをごらんいただきたいと思っております。

本県の現状と課題というふうに書いてございます。

高齢化の進展とか担い手不足の問題が非常に顕在化しております。ということで、地域につきましても連帯性が低下しております。特に、農山村におきましては、非常に高齢化が進行しております。例えば県内の農業従事者ですが、70歳以上の方が全体の41%という形になっております。それにつけ加えまして、その方々には後継者がいないという方が大体43%というふうになっております。こういったことで、虫食的に遊休地が発生するということや、耕作放棄地の増加ということが非常に心配になってきております。

加えまして、それに伴いまして鳥獣被害の増加でございますとか、農業生産力の減退、農業への意欲の減退といった問題がございます。それと、食を支える土、水の荒廃でございますとか、保養とか休息を求める都市の人々の場の荒廃といった問題がございます。

ということで、熊本県の悠久の宝の継承ということで、農地の集積、耕作放棄地の解消、それと農村景観の保全について盛り込みまして、基本理念をつくらうということでございます。

基本方針の全体の位置づけでございますけれども、真ん中のところでございますけれども、知事以下、熊本県農業地域振興整備基本方針でございます。これと、一番下に書いてございます、市町村農業振興地域整備計画が連動しまして政策を進めていきたいと考えております。

次、裏側をごらんください。

基本理念の中身でございますけれども、趣旨としましては、本県の悠久の宝でございます農地を守り、集積し、将来に引き継いでいくため、農地に関する基本理念をつくりまして、県政の農地に係る施策の基本とするということが書いてございます。

具体的には、一番下のほうにありますけれども、推進の形ということで、生産条件に恵まれた地域と生産条件に恵まれない地域を分けまして、分析しまして、こういう施策を書き込んでおります。

例えば、平たん地の部分でございますが、農地の面的集積のために、土地改良事業等につきまして、先ほどございましたけれども、例えば大区画圃場整備によりまして活性化していくということでございます。それと、耕作放棄地の解消に向けましては、担い手等による取り組みを推進ということでございます。

下のほうの生産条件に恵まれない地域につきましては、担い手への農地の面的集積とい

うことで、例えば小規模の土地改良事業を活用しました集積でございまして、耕作放棄地の解消に向けましては、中山間地域等直接支払制度を活用しまして進めていきたいと考えております。

ということで、3つ掲げました農地の集積と耕作放棄地の解消、それと農村景観の保全を一体的に県民運動として展開していくということでございます。

ちなみに、去る6月25日に、ふるさと・農地未来づくり運動というのを始めておまして、市町村、農業公社、それとJAさん、それと農業委員会等と一体となりまして、この活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

お手元のほうの熊本県農業振興地域整備基本方針(抄)というふうに書いておりますが、これは本当は分厚い資料でございまして、この冒頭に、こういった形で農地に関する基本理念を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上が御報告でございまして、よろしく申し上げます。

○守田憲史委員長 以上で報告が終了しました。

この報告について質疑はありますか。

○前川収委員 農振地域整備基本方針ということで取りまとめをいただいております、その大きな指針については、ただいまの御説明のとおりだろうと思っておりますが、ここに来て一つ問題になっているというんですか、農地を守ることは、当然農業サイドから見れば大事なことです。農地を守ろうという前提で、そういうベクトルでいろんな動きがあると。一方で、特に都市部というんですか、都市部の中にある農地を、農地転用をしながら地域振興の糧にしたい、地域振興の起爆剤にしていこうという動きが、これはも

う長年ですけれども、ずっとあって、そのことが農振が結局そちら側から見ると足かせになってしまっているということ、ずっとそのはざまですべて苦しんでいるというところがあると思います。

やっぱり都市計画の用途地域とそれから農振地域というのは、これは土地利用上一番大きな2つの方針で、ここが上手にかみ合いながら適度に、農業振興という建前は建前としながらも、やっぱり地域振興という視点から見れば、そこは緩めていくべきもあるじゃないかという話のバランスをとるのがかなり難しいというふうに思っています。

ただ、現状からいくと、首長さんとか地元の議員さんたちからは、相当フラストレーションがたまっている状況、なぜできないんだという、土地が目前にあって、農地だからだめなんだという理屈だけでいくと、なかなかやっぱり厳しい状況が今もう来ているというふうに思っていますし、確かに、ちょっとその土地規制を変えてやるだけで地域が本当は変わっていくという状況も見られるんだろうなというふうに思います。

お願いしたいのは、農業サイドだから農地を守ることが建前ですという前提だけじゃなくて、やっぱりこれはもうちょっと、大所高所という言い方がいいのか悪いのかわかりませんが、一般論に基づきながら、ここはいい農地だということはわかっているけれども、地域にとって非常に大事な場所だから、このぐらいつつは土地利用のほうに農振を解除してあげてというようなことも、やっぱりやっていかざるを得ない時代にもなるんだろうと思うんですね。

そのときに、この方針に基づいて市町村から上げて来られるときに、どう協議していくか、基本的には市町村が上げられたものと言われることで終わるかもしれませんが、市町村がここは外したいということで上げてお見えになったときには、やっぱりよ

っぼど丁寧にきちっと対応していかないと、また県が許さないという話になるんだと思います。

むしろ、国がだめだと言っても、県は、地域の立場に立ってやっぱりやっていくべき——農振とはいえですよ。それは都市計画も同じだと思いますけれども、用途地域のほうも、そういうスタンスを持っていただかなきゃいかぬと思っています。

私は、農地を、別に優良農地を全部開放しろと、用途を変えろという趣旨で言っているんじゃないくて、そういう不満がずっと蓄積してて、農振だからだけで何も手をつけられないという前提があるところをいっぱい知っておりまして、そういうところが、ああやっぱりもうこの辺だったら周辺は非常に都市化しているし、パキーンとこの線からこっちが農振、こっち側は用途地域ということできれいに分かれているところもあるわけで、そこがある程度充足されてきたら少しずつ広げていくというのは、都市計画設計というんですか、の中での農地の役割がやっぱり変わっているという前提は持っていたかと思うので、この中にそのことを書いてあるのか。都市周辺に云々とは書いてありますけれども、どういう趣旨で、どういうところで運営していかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○船越農地・農業振興課長 前川委員のほうからありましたけれども、特にその線引きの問題というのは非常に悩ましい問題で、実は、私たちも非常に、日々毎日いろいろ話があっております。

どうしても農地そのものが私有制なものですから、それと、一旦はここまでが農用地ということで一応線引きをきれいに引きましても、それに加えて、例えば農家の分譲住宅とかですね、新しく認めてくださいとかいう形で、時間がかかると、だんだんだん

だんでこぼこ——虫食い状態ですか、になっていく傾向にございます。

そういったことを、逆に言いますと、営農の面からも非常に不便さがまた出てきます。そこら辺の見きわめは非常に難しいかと思うんですが、使うべき農地とですね開発ですか、ここを無制限に組み合わせるんじゃないくて、一応整理された形で考えていきたいと考えています。

○前川収委員 ということは、基本的には、やっぱり基礎自治体である市町村が、自分たちの土地、地域の中であって、土地利用をこうしていきたいんだということを明確にまず考えていって、そのことを県と相談し、県が国と相談するという手順になるんだと思いますけれども、頭から頭からですよ、ここはだめですよという話はしないということですね。

○船越農地・農業振興課長 市町村のほうで農振農用地の整備計画を一応つくりまして、県と協議しまして、県知事が同意する形になっております。しかしながら、これまでは非常に公平、公正ということが、一番大事と思っておりまして、そこら辺を連携をとりながら協議していくという形になるかと思いません。

ここはこうだとか、特別の所だとか、非常に難しい面もございまして、地元のほうの方向性、例えばこの地域を工業地域とか商業振興地域、まあどこもかしこもじゃなくて、そういった計画と十分調整していけばというふうに考えています。

○前川収委員 もちろん県と協議して決めるんでしょうけれど、市町村が自分たちの土地利用計画、これは農地も農用地以外も含めてですけど、その設計図を書いたときに、その設計図を、県と協議したら、県がだめだと

言ったという形に、いつもこっちに戻ってくるわけですよ、簡単に言えばですね。

なぜですかと言うたら、農振ですと、農振はなぜだめなんだ、農振は外せないという話になるので、個別の何かちっちゃな、農振地区のど真ん中に息子の家ば建つけん農振ば外してくれとか、そんなけちな話じゃなくてですよ。市町村が、責任持ってここはこうやってやりたいんだということで、都市計画と合わせた形での農振計画を県に持つてくるということがあれば、はなからだめだとは言わずに、ある面では、それは市町村の責任でやってくださいよ、県はいいですよというような形をしてやらないと、結局県がやらせてくれないということになってしまうんですね、結果としては。

そう言われないようにしてほしいし、仮にそうだとするときであっても、県はやっぱり市町村に対して、市町村が納得できる理由をちゃんと提示しないと、だめだからだめですじゃなくて、なぜだめなんだということ言わないと、結局、県が悪者になって、県がやらしてくれないという形にしかならないんですよ。

そういうところをしっかりと、柔軟に——ただむちゃくちゃなことをやれと言っているんじゃないですよ。個人が、誰かが自分の利益のためにここを外せとか、あそこは外せなんて、そんなのは絶対に許されないと考えていますから、そんなことはやったらだめですよ。ただ、市町村が、本当に住民の意見を交えながら、地域の計画として考えていかれたときには、なるだけ柔軟にやっていただかないと、何十年たっても変わらないということになると思いますので。どうぞお願いします。

○梅本理事 所管の局長でございますのでお答えさせていただきますけれども、福島部長のもとで、最近ケース・バイ・ケースで、

随分市町村と一緒に考えて運営をさせていただいておりますけれども、さらなる運用面の改善の御指摘だろうと思います。

市町村の土地利用計画、よく聞きながら、例えば市町村と一緒に国に対して発言していくとか、そういった地域に寄り添いながら運用していくという、そういうスタンスで今後改善してまいりたいと思います。

○前川収委員 よろしくお願いします。

○松田三郎委員 今の前川委員の御質問というか、御意見に関連いたしまして、我々はよくそういう事例に遭遇しますし、特に1つ2つ3つありましたのが、全くおっしゃったとおりでございますが、課長おっしゃったように、県の場合は、簡単に言いますと、農業のセクションがあつて、農振法で農用地区域はこうなっておりますというのが、大体——もちろん、建前で我々もわかっております。ただ、町の場合は、特にあんまり大きくない町や村は、要はその庁内にも役場内にも農林のセクションがあつて、片方に地域振興というのがあつて、そこの町長さんがやっぱり両方せないかぬと。

うちの場合は、さっき委員もおっしゃった、例えば小さい話かもしれませんが、過疎化の中で、ようやく子供さんが戻ってきて家建てようと、むちゃな場所じゃなくてですね。人口がふえるのに、それをいかんともしがたいと。あるいは、うちの町はメガソーラーでいろいろ進出をしたい、誘致をしたいという中で、どうもそういう障害があるという場合に、前川委員おっしゃったように、いや、線はこうなつていきますから、法律はこうなつていきますから、虫食いになりますからというだけではなかなかですね。確かに、市町村の側にも、5年に1回ぐらいですか、見直しがあるので、そのときにやればいけないですかという、まあ一般論としてはそうい

う制度の運用になっておりますが、じゃあ県のほうががらっと、前川委員おっしゃったように、市町村の独自色を出してがらっと変えて、うちはこういうふうに減らしましたといった場合に、通るかという、なかなかそれも通らない。

逆に、現況とかなりかけ離れたようなところも農用地区域にその後はなっているし、ましてや県のほうからは、もっとふやしてくださいあるいは国の方針がこうですからふやしてくださいとまで担当が言われたというようなケースもありますので、前川委員おっしゃったように、むちゃなことをしろということは——我々も、農地は守っていかなければならないというのは重々わかっておりますが、その辺の制度の、運用だけではなくて、今言いました、市町村が5年に1回見直しをしようという場合に——もちろん、市町村側で、どうせ県に言われるけんこのぐらいにしとこうかというようなおざなりな態度もあるのかもしませんが、一方においては、やっぱり大きくは変えられない。現況がほとんど荒地になっているとか、耕作放棄地になっっても、地目は引き続きそういうことになっている限りは、なかなか大幅には変えられないというのはよく聞きますけれども、制度としてあるいは国の方針として、なかなか県の裁量もあんまりなくて難しいということなんです。どっちか、局長でも、課長でも。

○船越農地・農業振興課長 農地の農用地の問題ですけれども、昭和40年代からずっとですね、例えば圃場整備でありますとか、かんがい排水施設ですね、それと特産奨励、最近ですと、中山間地域等直接支払制度ですね、こういった国費とか県費を打ち込む場合につきましては、一応先行して編入しております。最近一番多いのが、中山間地あたりが相当入っております。

そういった形で、数的にはふえていく部分

もあれば、一方では、戦後、開拓団とか入りまして、ずっとやってきたけれども、例えば山林化、原野化して、一応どうしようもないとか、これはどう打ち込んででもなかなか農地には復元できないだろうというところも、逆に積極的に農業委員会のほうで検討してもらって、非農地化という形で一応農地から外すということもやっております。

それと、例えば市町村あたりのほうから協議がありまして、どうしてもその地域にやっぱり農工業併進で工業団地が要るんだと、そういった形の場合については、一応除外とかですね。先ほどちょっと理事のほうからありましたとおり、市町村あたりのそういった地元のマスタープランですか、あの辺と並行して一緒になって、5年置きの見直しとかをやっていくと、そういった形になるかと思いません。

○松田三郎委員 じゃあ、制度として、まあ協議の中身によるんでしょうけれども、今おっしゃった、もうここは政策誘導して、原野化しているから、このまま形式的にかぶせとって一緒にしたいということで、大幅にそこは除外してマスタープランを見直すとか、あるいはこちら辺にはうちは率先していろいろよそから住民を受け入れようと、住宅地化しようというようなことがあって、現況と大きく面積が減ったりとか変わったりしても、一般論とすれば問題ないわけですか。

○船越農地・農業振興課長 最近では増減というのはそんなに激しくはないんですけども、そういった形で県土全体というか、国土全体に一応——その使い方ですね、という形でやっていくんだろうなと思っています。

方向としては、食料自給率50%を目指してということで、使える農地はですね、編入して活用していこうということですけども、しかし、見きわめも当然必要かと思っていま

す。相当無理して、そこを農地ということで、何もできないということは一応ないんじゃないかと思っています。その辺の兼ね合いというのは非常に難しいかなと思っています。

○梅本理事 今先生方から御議論いただいているところは、非常に本質的なところでございまして、大事な問題だと思っております。それで、県としては、守るべきところと活用すべきところはきちっと分けて、メリハリつけてやろうというのが私どものスタンスでございまして。

ただ、御存じのように、国が、法律とか政令とか省令とか通達とかでがちっと全国一律の網をかぶせているところもございまして、地域の実情、さっきおっしゃったメガソーラーの話みたいなことは、新しい動きでございまして、そういったことはちゃんと国に、こういう動きがあるんだぞということを申し入れたり、制度改正の要望をしたり、そういうことをやっております。

これは9月議会で緒方先生からも取り上げていただきましたけれども、メガに至らなくても、小さなソーラーを導入しようというところはありまして、そういうところは、2種、3種農地の場合は、もう10数件許可したところもございまして。

県のスタンスは、私ども、活用すべきところと守るべきところをメリハリをつけてやりたいといったスタンスを持っておりますけれども、さらなる改善、それから、きょうの御意見を受けまして、私どももしっかり考えてやっていきたいと思っております。

○守田憲史委員長 松田委員よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○緒方勇二委員 悠久の宝を次の世代にというこのお題目はわかるんですが、一番山際で獣害と戦っている高齢者の農業従事者がおられるわけですが、確かに、70歳以上41%、先ほどおっしゃいました。そういう方たちが、中山間地直払いで、大変な畦畔があって、ある程度の緩やかなところと、まあ同じ金額の中でもメリハリをつけてほしい、でなければ、獣害との戦いをする中で、地域ぐるみでどうしてもやっていかないかぬ、どうしてもその辺を厚く、薄くとか、そういうことをしていただきたいというような申し入れもたくさん聞きます。

それから、猿の生息数ですね、これは自然保護課になるのかもしれませんが、いつの調査以来なされていないのか。まず敵を知らないことには始まらないと思うんですが、いずれにしても、農地を次の世代に渡そうとしたときに、この戦いがすさまじくて、その辺の生息数を把握するというのも、できればこの耕作放棄地の解消の中で取り組んでいただければなと思います。

それから、農用地の利用については、もう伸び切ったインフラの中で、山際から撤退したい、逆に町なかのコンパクトシティ化をしたいといったときに、国道近辺が農振地なわけですね。だから、その辺で、例えば用地取得でも、かかった部分が除外できないとか、一団地にしたい、あるいは高齢者の方は町なかに居住をしたいといったときに、そういうことがなかなか進まない。

農村地域の景観を、将来像、どう進めていくのか。山際の戦いの第一線と、町なかに居住していただいて高齢化に備えていく戦いと、抱える課題がたくさんあるんですが、その中で整備基本方針の位置づけがどのようにされていくのかなというふうに考えてます。

この大きな方針がもしあれば、今後の農村地域のありようがおぼろげながらも見えてくるような気がしてならないんですが、部長

あたりはどのようにお考えなのか。ちょっと姿をお知らせいただければと思いますが。

○福島農林水産部長 先生の御質問にありました、明確な形でというのは特段ございませんが、ことしの24年度の施策の中でも、先生の言葉にありました景観について、どうしていくんだということについては、モデル地区を設定して、そういうのに取り組みを始めております。

農村地域、要するに、特に中山間の農村地域を、きちんと生産とも絡めながら守っていく地域をモデル的に入れていって、それが結果的には生産とそれから農村という従来からある価値といいますか、持っている価値が融合した熊本県ならではのそういう地域ができるんじゃないかなという方向性を持っているのが一つでございます。そういう意識のもとに取り組んでおります。

それから、今お話になりました、獣害対策というお言葉がありましたけれども、それにつきましては、これは再三御質問も十分、一般質問等、代表質問等でもいただいていることで御説明させていただいていますが、やはり地域ぐるみで守る形の中で、その獣害対策をきちんとやっていくということ、それが結果的には農村といいますか、集落をきちんと守ることにつながるんだという意識のもとに取り組んでいるところであります。

それから、この今回の基本理念は、再三先ほどから御意見があつていきますように、こういう農地としてきちっと守って使って活用するということが基本ですが、それとあわせて、直接的にはそう書いておりませんが、先ほど理事のほうも説明いたしました、多方面で活用できるものについては、やはりそういうものもきちんと、この農地関係の法律だけではなくて、都市計画もありますでしょうし、開発行為の問題もありますし、森林法とか、いろんな形の中でどう位置づけてい

くんだということは、当然我々の所管しているところの中で、市町村としっかり協議しながら、市町村の考え方をきちんと把握した上で、助言できるところあるいはこの辺についてはこうしたいというふうな話もしながら、農地に関して取り組んでいきたいというふうに思っています。

お答えにはなかなかありませんが、そういうそれぞれの事業を我々農林水産部所管していますので、そういう中で横の連携もとりながら、先生おっしゃったような取り組みをしていきたいと思っております。

○守田憲史委員長 報告について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

○磯田毅委員 先ほど言いましたように、土地改良の何か不祥事があったということで、報告をお願いしたいと思います。どういう状況かということ。

○荻野農村計画課長 それでは、農村計画課のほうから報告させていただきます。

まず、不祥事につきましては、八代平野北部土地改良区におきまして不祥事件が起こっております。

平成23年度の農業体質強化基盤整備促進事業の定額補助による暗渠排水について、土地改良区の職員が、架空の暗渠排水工事請負契約書を作成し、さらに、竣工写真、工事検査調書等を捏造して、請負代金を着服したものでございます。

こちらにつきまして、県のほうの対応でございますが、これまで土地改良区の指導につきましては県のほうの権限としてやっております。土地改良区は、土地改良事業の施行を

目的として設立される団体でありまして、非常に公共性、公益性の高い団体であるということですから……（発言する者あり）失礼しました。不祥事件が起きました。その後の土地改良区における対応のほうからまず報告させていただきます。

土地改良区におきましては、このような不祥事件が起きたことを受けまして、まず理事会のほうで関係者の処分を行いました。まず、この当事者につきましては、理事会の日をもって懲戒免職としております。理事長につきましては年俸の50%カット、専務理事につきましては給料の10%カットを5カ月分、事務局長につきましても減給の10%カット、会計課長につきましては戒告で、工事係長、会計主任については厳重注意ということになっております。これが11月27日の理事会での処分でございます。その後、マスコミに12月3日に発表をしております。

その後、八代市のほうが立入調査を行いました。その結果、さらにもう1件の着服事件があったということがありましたので、これが12月7日に見つかりましたので、12月11日に再度緊急理事会を開催し、新たに副理事長の年俸50%カットと理事の年俸50%カットと監事の年俸50%カットを行っております。

着服されたお金につきましては、全て全額戻ってきております。これが事件の概要でございます。

○磯田毅委員 私は、第1回目のとき、干拓地の乾田化というのがこれから先の干拓地での一番大きな課題という中で、暗渠事業に関するこういう不信感が出てくると、農家もそうですけれども、納税者のほうから、やっぱりそういうことが出てきて、この事業に悪影響を及ぼすということを非常に恐れているわけですので、なるべくそういったことが——これから先、ますますその要求は強まってくるとお思いますので、なるべくそういうことは

ないような指導をお願いしたいと思います。

○前川収委員 同じ八代の話なんですけれども、海砂利採取の話があって、有明海のほうが大分不法採取をやって、2回もやって免許を取り消されて、この間免許をまた戻したという話があって、八代海は大丈夫だろうと思っていたら、この間新聞で、八代海のほうでも、ある業者が、決められた量の倍ぐらいですか、倍以上かな、また採取したと、行っていたということが発覚したということですけども、もともと有八の法律までつくってもらって、水産振興、環境保全ということに取り組んでいく中で、一方で、最低限必要な海砂利というのかな、海底しゅんせつですね。航路、みお筋、作濤なんかをやる分は、これはもう必然だから仕方ないでしょう。それから、覆砂ですか、貝を育てるための覆砂が必要だという話もよく聞きますから、その分を確保するとか、そういうのは環境保全と水産振興が両方がうまくマッチングするというんですか、最低限うまくいくと。

ところが、環境保全とって法律までつくってもらって、違法に海底から海砂利をとって、それをどこかで売っていたわけでしょう、結局海砂利として。その行為が続けられているというこの環境というのは、これは水産のほうかやるのかどこかやるのかよくわかりませんが、それは、一般県民から見ても、国民的視点から見ても、わざわざ法律までつくってやって、有明海、八代海の環境保全をやりましょうなんて言っていた人たちが、その地域がそういうことをやるというのは、一般的に許されない話ですよ。それは現状がどうなっているのか、それから、どう改善されるのかについて、農林水産部の立場からちょっと話を聞かせてください。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

このたび、八代海のほうで海砂利の違法採取があったこと、それから、それを発見できなかったことにつきましては、まことに遺憾だと思えますし、申しわけないというふうに思っております。

現在、許認可の関係課、産業支援課、それから河川課、それから私ども水産振興課、それから海砂利採取の削減計画の担当課であります環境立県推進課のほうで、監視の徹底について検討しているところでございます。

委員が先ほど言われましたように、2度の違法採取のあった後に、また8月から許可を出しまして、採取している業者に対する特別監視体制というのをしいて監視を行っているところでございます。

これにつきましては、再発防止策の履行計画をつくらせまして、操業計画書の事前提出とか、それから、採取日の採取量計測とか、実績報告等を出させまして、また、県としましては、カメラを設置したり、GPSを設置したりということで、機械の監視を行ったり、また、抜き打ちで立入検査を行ったところでございます。こちらのほうにつきましては、採取量を確実に監視、コントロールができたものというふうに考えております。

そういった中で、今回の八代海のほうは、そういった特別監視体制というものをとっていなかったという部分がございます。先日、違反した業者に対しまして事情聴取を行いまして、この事情聴取の結果、それから特別監視体制等もあわせまして、今後の監視の徹底について検討を行っているところでございます。

今回の違法採取を受けまして、砂利採取組合に対しまして再発防止策を講じるよう求めているところでもあります。また、その再発防止策も精査しまして、実効性のある再発防止策を強化、徹底することで、違法採取の再発防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

○前川収委員 やっぱり3回も——まあ、1つの業者が2回、今回わかったのが3回、3回もあっていると、こんなことを言っちゃいかぬかもしれぬけれども、それは毎年いつもやっていることであって、たまたま見つかったというぐらいの感じにしか受けられないというのが率直な感想ですよ。個人的ですけどね。

さっき言ったように、閉鎖性海域の中にある有明海、八代海というものの問題点を県議会でも真剣に捉えて、国に対して法律をつくってくださいという——特措法までつくってもらって、延長までしてもらっている状況が前提としてあるわけですね。

よく聞くと、他県では、ほとんどもう海砂利採取はやってないということです、同じ海域の中でもね。熊本だけはやり続けて、しかも、そのやり続けているのが委託方式か許可方式かよく知りませんが、許可をやってやらせているという形で、許可もろうてやりよるところが際限なく、自制せずに、自制というんですか、当たり前ですよ。これだけしかとるなと言われていながら守るのが当たり前なことなのに、それすら守られていないという環境というのは、やっぱり抜本的な見直しというのが必要だと思いますよ。許可制から、例えば県が直営でやるとか、県事業としてやるとか、そういう抜け目がないやり方、抜け道がないやり方でやらないと、これはもう信頼というのはないですよ、はっきり言って。

我々は、多分私は個人的には、2回も違法操業して、まだ罰金も払ってない人がまたやり始めたということに対しても、非常に不信感を持っています。やむを得ないという話じゃないけれども、それは交通違反を起こしたら免許取るといかぬじゃないかという人もいるけれども、罰金ぐらい払った後でしか免許やりませんよ、普通は。でしょう。交通違反

を起こして、罰金も払っとらぬやつに、もう一回免許交付することはないですよ、普通は。

なぜそういうことが起きているのか、体質的なものなのか、海のことにはよくわかりませんが、いずれにしてもかなり抜本的に変えていかないと、もう有明海の振興とか有八の法律をどうしてくれとか、そんなことの以前の話で、何か恥ずかしくて言えないですよ、そういう話を。

ぜひそこは——私は、漁協の皆さんも困っていらっしゃると思うんですよ。困るのが当たり前ですよ。困らなきゃいけないんですよ。困らないなら、もう有八なんてやめた方がいいですよ。あの法律はなくしてもらっていいですよと言ったほうがいいと思います。建前と本音が違うというところはあるのかもしれませんが、やっぱり建前も本音も一緒にしてもらわないといけないと思いますので。

私は、水産振興のために必要な部分であれば、海砂利を使っていただいて、海域から出さない環境の中で使っていただくというのは、それは最低限でいいでしょうと。よその県から買ってまで持ってこなくても、そこにある、とる必要がある海砂利があって、それをとって同じ海域の中に覆砂として使うということだったら、何とかクリアできると、理屈上はですよ。私の頭の中ではクリアできると思っていますけれども、外に売ってお金もうけて——もうかっているかもうかっていないか知りませんが、少なくとも営利行為のためにそういう行為がやられていたという事実については、厳格に受けとめて、しっかり対策をやっていただきたいと思います。

部長、いかがですか、その辺は。

○福島農林水産部長 今前川委員の御指摘、御質問のありました件につきまして、もうおさらいする必要はないんですけれども、有八の特措法までつくっていただきまして、それ

から、今の海砂利の削減計画も、議会からの御提言を受けて、執行部のほうで計画をつくってやっているものでございます。今まで少しずつ削減していく方向でずっと来ておまして、今年度が、御案内のとおり、最終年度になります。

次年度以降どうするかという問題につきましては、環境生活部のほうが中心になって、許認可関係の商工、それから我々のところ、それから土木部と一緒に今検討しておりますけれども、方向性としては、前計画の成果を踏まえて、引き続き削減していく方向、それから、基本理念がもともとありまして、先生おっしゃいましたように、海域の環境保全と水産資源の回復のためだということですので、そういう基本理念を受けて、最終目的を漁業振興に限定するという2つ目のポイント、それから3つ目は、今おっしゃいました、違法な操業をさせないというための監視をきちんとやっていくんだと、そういう3点をポイントにして今検討しておるところでございます。先日開かれました環特委のほうでも御説明があったとおりで思っております。

そういう中で、我々としましては、今申し上げました、2つ目のポイントにありますように、漁業振興という意味で、まさに二枚貝であるアサリ等の資源確保ということで、覆砂が非常に効果的でありますので、覆砂用のものにつきましては、我々農林水産部としては、活用させていただきたいということで、そういう意見も言いながら、今削減する方向で検討しておるところでございます。議会とも御相談しながらではあると思いますが、環境を中心にしながら、しっかり次年度計画に反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 以前、国枝課長にもちょっとお話をさせていただいたことで、いわゆる

兼業農家の方々のお悩みを聞く機会がありまして、ちょっと抽象的な話になるかもしれませんが、場合によっては部長にもちょっと御答弁をいただきたいと思っております。

さっき、基本方針のところなんか見ておきますと、私の地元の、いわゆる生産条件に恵まれない不利な地域が多うございまして、この目指す形の中には、農地集積、耕作放棄地解消あるいは農村景観の保全というようなことがあって、農地の集積も、まあ国が今検討しようとしているところは、なかなかちょっと難しい、実現が困難だろうという地域も多うございます。

そういう中であって、兼業農家の方々がこういったことをおっしゃる。専業農家は、ある程度休みをとろうと思えば休めるからまだよかもんなど、自分たち兼業農家は、ウィークデーは仕事をして、土日とか朝夕を使って農地を維持といいますか、農業をやっているから、なかなか家族サービスもできない、自分の休みすらないと、これは一方的な御意見かもしれませんが、そういう御意見があります。

そういう話を聞きますと、多分国の方針としても、いわゆる担い手というか、認定農業者でありますとかあるいは集落営農組織、そういうところにより政策を集中しようという大きな政策の流れは我々も認識をいたしておりますが、兼業農家の中には、もうちょっと頑張って本腰入れて農業に専念してみようかという方も片方ではいらっしゃる。片方には、親あるいは先祖伝来の土地だから、なかなか自分の代で農業をやめるとかあるいは農地を荒らすというのは非常に御先祖様にもつたいない、だから、渋々といいですか、あるいは周りの方々に耕作をやめると非常に迷惑をかけるから、しょうがなく今やっているという方もいらっしゃるわけですね。

この両方いらっしゃる中で、もちろん、さっき言いました、国の方針なり政策の方向性

として、兼業農家だけに何か厚く支援するというのは、これは難しいのかもしれませんが、さっき言いました、もうちょっと頑張ろうという方も、あるいはぎりぎり今維持をしていこうという方も、何らこのまま支援をしなければ、ごっそりその辺がやめてしまわれるということと、ただでさえ農業従事者の人口も減ってきておるし、担い手不足あるいは耕作放棄地もふえているという中で、この辺をどうにかうまく応援をしてあげれば、一挙にとは言いませんが、担い手が少なくなっている現状に歯どめをかけられる可能性もあるのかなど。

ただ、申し上げましたように、そこだけに手厚くというのは難しいにしても、県として、余りにも今そこら辺が薄過ぎる、支援として。今後、政権もかわるようございまして、農業の政策の方針も大きくあるいはやや変わる可能性もあるとはいえ、県として、こういう方向性を考えているとか、そういった人たちにぜひ専業になってもらうとか、もうちょっと時間を割いて農業に従事していただくというような、多少今よりも分厚い支援が何かできないだろうかと思って、以前ちょっと国枝課長に宿題を出させていただきましたので、ちょっと抽象的な話になりますが、その方向性として今後国が考えている方向性、あるいは、それとある意味で連動するんでしょうし、独自にかもしませんし、県の方向性というものがありましたら、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○国枝農林水産政策課長 松田委員のほうから、そういうようなお話をちょっと前にいただいたところではございます。

確かに、委員おっしゃるように、兼業農家と専業農家をどう扱うかというのはなかなか難しい問題でございまして、御承知のとおり、産業政策として見てみたときに、もちろん専業農家を中心に考えていくというのはそ

うですけれども、実際、今の農業の現状を考えたときに、兼業農家の方が農業生産の中で占めている部分というのは非常に大きいですし、農業生産のみならず、地域を維持していく中で、兼業農家の方が果たされている役割も非常に大きい。それは、もちろん先生おっしゃるとおりでございます。

これは、この間もちょっと申し上げましたけれども、例えば新規就農というところで並べてみたときに、兼業農家の方に対する支援をどうしていくかというのと、それから、新たにゼロから入られる方、後継者の方も含めてですけれども、これを並べてみたときに、どちらが重要か、まずどちらを優先していくかというところは、まず出てくるところではございます。

ただ、先生おっしゃるように、兼業農家の方がこれからもっと専門に近づいていきたいというような方をふやしていければもちろんいいわけですが、これについてどのような支援ができるかというのは、県だけでその仕組みをとというのは難しいところもございしますが、ただ、農業生産に直接結びつくようなその支援のやり方もあるでしょうし、それから、その地域づくりというものの中での支援の仕方もあるでしょうし、そこは国としての政策の中では今光が当たっていないところであるのは確かでございますが、県の中の限られた財源の中でどういう仕組みがあるのかというのは、ちょっとこれから考えていかなきゃいけないのかなというふうにも考えています。ちょっとまだ宿題のお返しというところまでは行っておりませんが、検討課題としては認識しております。

○松田三郎委員 わかりました。

今ちょっと御説明の中に、例えば新規で就農する方とか、法人の参入もそうかもしれませんが、いわゆるIターン、Jターン、こういう人たちとの優先云々という御説明があり

ましたが、優先度はどぎゃんなつとですか。どっちを優先するとか。

○国枝農林水産政策課長 優先とはちょっと言葉は適していなかったかもしれませんが、どちらも、どちらかという、今までの施策を考えると、新規就農とか、そちらのほうに比重がいつていたのは確かだと思いますという意味で申し上げましたところです。

○松田三郎委員 わかりました。

○緒方勇二委員 少し悩みを聞いてください。

よく区長さんたちに、電話がかかってくるまで、呼び出されて行きますが、今度の水害で随分堰がやられました。やられましたが、実際、それを復旧していく、大変なお金がかかると思うんですが、農地まで水を引く水路が、河川の中にあるあるいは延長が相当距離がある、耕作者はもう5～6名、飯米だけをつくる、そういう状態で堰を多大なお金を使って修築して、今後もその水路を管理していかれるおつもりですか。片方では、すぐ横に電気が来ています。河川の横にでも井戸みたいなやつを掘って、ポンプアップしたほうが逆に管理もしやすいんじゃないんですか。ましてや、堰で土砂がたくさん堆積してしまっていて、年を通じてしゅんせつをしなければならぬ、また農地の高さとも余り変わらない、農地の水が入らないように護岸をしてください、これも莫大なお金です。

そういったことの繰り返しばかりでいいのかなと思うときがあるんですが、実際行ってみて、もう本当に山際の人たちは、どうやって水の確保とそれから獣害の対策と、今後も都会に住む子供たちにお米を届けたい、そんな思いでおられるんですが、その集落そのものも、あと5年したらもうなくなるんじゃないかなと思うような気もせんでもないで

す。しかし、そこで守っていただかないと、非常に下が困るんですよね。そういう状態のところがあります。

ただ、本当に今までみたいに現状に復するようなやり方だけでいいのか、それとも、視点を変えて、もうちょっと違うやり方に変えていくのか。できれば堰はないほうがいいに決まっているはずですから、もうちょっと考え方を考える災害復旧のあり方が求められているんだろうと思います。

それから、先ほど覆砂のことが出ましたので、これは関連してですが、球磨川は、ダムによらない治水対策で、50万立方からの砂利をとらなければなりません。この砂利が、主たる産業の一つに砂利採取——50万立方とった後も、ずっと山が荒れていますから、ずっと出てきます。これを利用せぬ手はないと思うんですが、これを砕砂にして覆砂にできるとか、主たる産業になるような育て方をぜひとも考えていただければなと思います。これは要望ですけれども、一体50万立方、どこに持っていくんだろうという考えもちょっと想像できぬとですが、なおかつ毎年出てくると思います。それをどういう使い方に持っていきけるのかなと思います。

私たちは、建築骨材あるいは土木骨材に海砂、海砂利がいいとは思っていません。川砂利、川砂のほうがいいに決まっています。田んぼを掘って、全部砂利をとっている現状が本当にいいことなのか。やはり川砂利をとってやることのほうがいいんじゃないかなと思っています。その辺も御検討方よろしく願います。

○守田憲史委員長 答弁はいいですか。

○緒方勇二委員 災害の復するやり方の、ちょっと視点を変えるやり方の考え方はないものか、ちょっとそれだけはお尋ねしたいです。

○大石農地整備課長 今御質問の山際に堰があって、その堰が災害でやられて、堰の復旧を災害復旧事業でやると、国の補助事業でやるとしますと、原則、原形復旧という形になります。

災害復旧でありますと、国の補助率も、特にことしみたいに激甚災害に指定されますと、施設ですと95%以上の国の補助率がございまして、地元負担が少なくて復旧ができるというメリットはございます。

ただ、あくまでそれは原形復旧という形で戻す場合でございまして、それを改良という形になりますと、やはり他事業を使うという形になろうかと思えます。ただ、先ほどお話がありましたように、ポンプで揚げるという話になりますと、今度は逆に維持管理費がかかる、電気代がかかるということにもなりますので、その辺は地元とよく話ししながら、どういう形で整備した方がいいのかというのは相談しながら、いい方法を見つけていく必要があるかというふうには思っております。

○緒方勇二委員 堰があるおかげで、何年か置きには砂利をとる、それも何千万もかけてですね。ポンプアップ代とおっしゃいますけれども、水路が延長が1キロとか、常に管理していかないかぬ。であるならば、すぐ近くにでもそういうことをして、河川、まあ当然許可水利権のこともあるんでしょうが、移動します。けれども、ちょっと視点を変えて、普段は消防水利としても使えるし、あるいはもうちょっと住民の結束を固めるための、どう言ったらいいですか、そういう場所にもなるんだろうし。

堰の管理というのは、ちょっとこの高齢化じゃできないんだろうと思います。大水のときに、あけに行くことすらが危ない。であるならば、もっと手前にですね、どういう水利が確保できるのか、ちょっと想像していただ

ければいいんですけども、井戸杵みたいなやつで揚げるほうがより安全で、負担はかかっても、何年か置きに砂利を何千万もかけてどこかに出している、そして、砂利で川床が上がって水田の高さと変わらない、災害が起きる、毎年のことなんです。村道の高さまで浸水するとか、そういうところが物すごく散見されるんですね。

であるなら、もうちょっと違うやり方があるんじゃないかなという、場所によってそういうところがたくさんあるんですね。結果、浸水被害があって孤立化している、その奥におられる方に救助にも行けない、そういうところがたくさんあるんで、もうちょっとですね、農業振興の上では大切な堰なんですけれども、堰がなかったら多分堆積していない、そういう視点ももうちょっと考えていかなきゃいけないのかなという気がするんですが。

○大石農地整備課長 今のお話は、具体的にちょっと地区を状況把握しておりませんのでお答えできませんけれども、振興局のほうで個別の、今のようなお話の地区につきまして、御相談を受けまして、今後の対応をどうすればいいかというようなこととお話をお聞かせいただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

○緒方勇二委員 はい。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 時間がある分ちょっとだけ。阿蘇の野焼きがまた近づきますけれども、今度の議会が2月ですもんね。この前、ボランティアの方が死亡されたりして、今度ちょっと野焼きが厳しくなりやせんかなということをお阿蘇で言っております。

それで、明治維新のときですか、今の牧草地の所有形態が決まったわけでしょう。結

局、部落有の土地とそのときの行政ですから、今はもう町村ですね。町村が原野を所有して、入会権を持った人にそれを貸し付けて管理してきたと、入会権者が今減ってなかなか管理ができないと、野焼きが困難になってボランティアを入れたというのが大きな流れと思うですね。

ちょっと今度は話を変えますけれども、平山課長にお尋ねがあって、今、大塚畜産で、大きな畜産の方が阿蘇に土地を広く所有してもらって、畜産をやってもらっています。あの人、かなり高値で繁殖農家から牛を買ってくれるわけですね。これは非常にありがたい。大塚さんが、どれぐらい今所有しているかというのをちょっと知りたいとですよ。もう今1,000町歩以上とかも聞きます。

それから、阿蘇のあか牛を今高値で買うてくれるのが、北海道の神内ファームですね。この人は、北海道に1,000ヘクタールとか、まあ何千ヘクタールとか言いますけれども、土地を所有して、阿蘇のあか牛をそこで――放牧がどんな状況か私は見たことはないですけども、飼育をしていると。神内ファームが、どれぐらいの農地を所有しているのか。まず、この2つを教えてもらって、そして、次に野焼きのほうに行きたいと思えます。

○平山畜産課長 済みません。まず、大塚畜産でございますけれども、土地の所有につきましては、全体像はちょっとつかんでおりません。個人有か、借り受けはほとんどないと思えますけれども、後日、調査して御報告させていただきますと思います。

神内ファームにつきましては、多分3牧場で1,700ヘクタール、本場が700ヘクタールぐらいの草地を所有しております、全体では1,700ヘクタールで、基本は畜産とマンゴー農園、この2本を今やっております。

○堤泰宏委員 それで、大塚さんにしても神

内さんにしても、個人の所有にして、そして阿蘇の牛を高値で買うてくれとるわけですね。そうすると、今度は逆に、阿蘇の原野というのは野焼きもできないぐらいに悩みがあると。所有形態を、もう明治130年もたっていますので、何かこう変えてですね、活力化をさせるような時期が来るとじゃないかなと私は思うんですね。その形態は、皆さんがまた考えてもらうといいですね。北海道まであか牛を運んで高値で買うてくれるというのは、やはり広大な面積で畜産をやればメリットがあるというふうな気がいたします。

それから、大塚さんもそうです。もう借地はないですね。ほとんど土地を買う。特に、買えないときは、あの人は山林を買っていますもんね。そして、手間暇かけて木を伐採して、まあいろいろ法的問題はあるかもしれぬですけども、そこにまた牧草を植えて畜産を拡大していくというような、拡大すれば繁殖農家から牛を買ってくれますので、また繁殖農家は喜ぶと、そんな形があらあら見えています。

それで、阿蘇の原野の利用形態、所有形態を、私は、熊本県の農林水産部でそろそろ考えていただかないかぬ時期が来とるんじゃないかと思うんですね。一面においては宝の持ち腐れ、一面においては、ちょっとこれは言葉は悪いですけども、野焼きもできないような厄介者と。これは、一皮むけばここは宝の山に変えるようなことができると思いますので、平山課長も畜産の専門家ですから、少し当たりさわりのないところで所感を述べていただいて、部長に総括でいっちょ、気宇廣大にやってください。

○平山畜産課長 まず、前半のあか牛の神内ファームの北海道の分でございますけれども、この分につきましては、実は、神内さんところはあか牛だけみたいに関こえますけれども、黒牛が3,000頭ぐらい、肥育まで入れ

るとおります。その中で、あか牛にほれたということもありますけれども、もう一つのほれ方が、北海道に行って、黒牛は全く北海道特有の大きなササの葉は食ったことがなかったわけですけども、北海道に行ってあか牛はそれをばりばり食べて、野草地を開墾して草地に開墾できたと。だから、どこでも同じ形態で、北海道だろうが九州だろうが、あか牛は同じ環境で何でも食って太ると。もう一つは、試験的に肥育を300頭ぐらいされましたけれども、熊本で肥育しても北海道で肥育しても同じものが出ると。要するに、あか牛の適用性の範囲でございますけれども、いつ、どこで、誰が飼っても皆が目的としたものが出るということで、神内オーナーはあか牛に力を入れた。そのために、あか牛を普及したいということで北海道に持ち込まれております。

それと、牧野については、我々自体も非常に悩ましくて、やはり畜産としましては、広域放牧、平たん地の牛を山の上、阿蘇郡市に上げまして、牧野組合と契約書を結んで放牧してもらって、なるべく放牧頭数をふやして維持管理しようということ。要するに、畜産で維持しようということ。そういうやり方もしています。

ところが、なかなかその窓口になるところがわからないもので、実は振興局にその相談窓口をもう10年以上前から設けて、いろんな御相談をしていくと対応ができる体制はつくっております。でも、委員が今おっしゃられますとおり、一番悩ましいのは権利でございます。こちらのほうにお住まいの方はいざ知らず、権利だけ残って、こちらに全く家族も住んでいないところがあったり、いろんなところでそれはもっと時間かけながら、大きな目でちょっと調整をかけていくべきところかなという考え方でおります。

以上でございます。

○堤泰宏委員 考え方は私はそれでいいと思うですけども、スピードの問題があると思うですね。もう限界に来ていますもんね。さっき緒方先生もおっしゃったようにですね。もう限界集落、75歳以上とか80歳以上の方が農家をやって、子供はほとんど遠方ですよ。熊本は企業が少ないですから。関西が多いですもんね、阿蘇の人は。ですから、土地を借りようとして来ても、関西まで相談に行かんといかぬですね。入会権というのは、10%了解が要るもんですからね。

それからもう一つは、個人の牧場主の経済力が弱い人が阿蘇の牧野を借りに来てもですね、今度は支払いの問題とか、そういうことで心配してなかなか貸せないというようなことも聞いておりますので、やはり農業分野に企業の参入とか、国も県もしばらくそういう鐘が聞こえましたので、僕は、田んぼとか畑とかの企業の参入よりも、大型の牧野の畜産をやる、そういう企業の参入あたりも誘致をされるとか、そすところ貸すほうも、ああ、ここなら大丈夫と、そして、何なら技術も提供しましょうと。勤めればいいわけですね。そういうことも期待をできますので、厄介者になりかけるとる原野をぜひ変えてもらいたいというて、きょうちょっと時間がありましたのでお話しさせてもらっていますけれども、部長、何か高邁なお考えがあれば。

○福島農林水産部長 済みません、高邁じゃないんですけども、業の分野から畜産課長がお答えしたりなんか、そういう感じもしたと思いますけれども、県の段階でも、企画のほうが中心になります草原再生、これは県民運動として、民間団体と一緒にやって草原再生の運動がボランティア的に行われておりますものの窓口、企画のほうでやっております、そういうものの取り組みが、やはり一つ、別な面からいいますと、大事なと我々も思っております。

そういう意味からも、我々、手前みそですけども、農援隊とって、野焼きにはうちの部の有志のほうで、何十人か、毎年、野焼きの応援にも行かせてもらっていますけれども、一方ではそういう取り組みが非常に大事かなと思っていますので、そういう取り組みなんかも県としても応援しながら、阿蘇の草原がきちっと守られ、そして活用されていくように取り組んでいきたいというふうに私どもとしては思っております。

以上でございます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 今回の畜産の問題ですけども、来月から30カ月齢以下の牛だったら輸入できるという状況になると聞いたんですけども、そういうBSE対策が緩和されることによって、県内の、特に肉牛の生産にどういう影響があるのか。

今関税が肉にもかかっていると思いますけれども、オーストラリア産の牛肉の部位によって何か税率も違うと聞いたんですけども、そういったものがどういふふうに変っていく——TPPという大きな問題が背後に控えていますので、BSE対策が緩和されるということが、県内の畜産にどういふ影響が予想されるのかをちょっと。

○平山畜産課長 基本的には、アメリカ産の牛肉がふえるということになりますので、交雑種以下、交雑種、ホルスタインの肥育牛、この価格帯が低いところの牛肉が影響を受けると思います。

その価格の差については、基本的には全体的な価格対策としてマルキン事業というのをごさいます、もし利益が出なかった場合については、その補填をかけていきますので、大きく生産農家にとって影響があるところはないと思います。

また、BSEの検査につきましては、対象が、今のところ、国でいきますと、30カ月未満は補助金なしでしなくてよろしいという形になっていきますけれども、今、国のほうは、パブコメ引きながら、それ以下はどうしますかという相談がだんだん今から決まっていけます。大げさに言うならば、国がしませんということですので、ざっと、そうですね、21カ月から30カ月未満の牛ですので、1,300万円ぐらい検査費用が県の負担がふえます。もし全頭検査をするということであるならば。もし、それが、しなくてよろしい、アメリカ牛肉と同じように、31カ月以上だけでよろしいですよということになると、今度は逆に2,000万ぐらい県の検査費用の負担が減るとかいう、検査費用はそういう考え方ができます。

BSEは、あくまでも日本全国の話でございますので、熊本だけが、大げさに言うと、しませんと言うても、宮崎、鹿児島がすると言うたら、なら宮崎、鹿児島の牛肉を買おうかという話になりますので、検査については、今全体的な調整の段階であります。

影響は、先ほど言いましたとおり、俗に言う裾物の価格帯に影響があることは間違いありません。あえて言わせていただくならば、今若い方々が牛肉離れ、塊離れが起りまして、非常に塊を食うことがなくなって、ハンバーガーとかミンチに移行しております。だから、このまま不景気の中で牛肉が高い位置づけであるならば、肉の塊を食べることが、食文化が少し変わっていきますので、それが当たり前になる可能性がありますので、もしかすると、どっちがいいかという、推測ですけれども、うまく考えることができないような現状かなという気はいたします。

以上でございます。

○守田憲史委員長 よろしいですか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長